明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（八二）　二
○特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（八三）　三
○国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律（八四）　四
○裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律（八五）　四
○検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律（八六）　五
○防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（八七）　五
〔政　令〕
○防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令（三三一）　五
〔省　令〕
○防衛省の職員の俸給の切替えに関する省令（防衛九）　五
○防衛省職員給与施行規則の一部を改正する省令（同一〇）　五
〔規　則〕
○人事院規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する人事院規則（人事院九―八―八六）　六
○人事院規則九―一五（宿日直手当）の一部を改正する人事院規則（同九―一五―一三）　六
○人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を改正する人事院規則（同九―一七―一五八）　六
○人事院規則九―三四（初任給調整手当）の一部を改正する人事院規則（同九―三四―二九）　七
○人事院規則九―四〇（期末手当及び勤勉手当）の一部を改正する人事院規則（同九―四〇―五〇）　七
○平成三十年改正法附則第二条の規定による最高の号俸を超える俸給月額を受ける特定任期付職員の俸給月額の切替え（同九―一四五）　七
〔国会事項〕
本号で公布された法令のあらまし　七

◇一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（法律第八二号）（内閣官房）

一　一般職の職員の給与に関する法律の一部改正関係

1　指定職俸給表を除く全ての俸給表の俸給月額を改定することとした。（別表第一～別表第一〇関係）

2　諸手当の改定

㈠　初任給調整手当について、医師及び歯科医師に対する支給月額の限度額を改定することとした。（第一〇条の四第一項関係）

㈡　宿日直手当について、支給額の限度額を、勤務一回につき、通常の宿日直勤務にあっては四、四〇〇円に、医師又は歯科医師の宿日直勤務にあっては二万一、〇〇〇円に、特殊な業務を主とする宿日直勤務にあっては七、四〇〇円に（これらの宿日直勤務を執務時間が通常の執務日の二分の一である日に退庁時から引き続いて行う場合には、それぞれの宿日直勤務ごとに六、六〇〇円、三万一、五〇〇円、一万一、一〇〇円に）、それぞれ引き上げるとともに、常直的な宿日直勤務に係る支給額の限度額を月額二万二、〇〇〇円に引き上げることとした。（第一九条の二第一項及び第二項関係）

㈢　期末手当について、六月期及び一二月期の支給割合を一〇〇分の一三〇（特定管理職員にあっては一〇〇分の一一〇、指定職俸給表の適用を受ける職員にあっては一〇〇分の七〇）に改定すること等とした。（第一九条の四第二項及び第三項関係）

㈣　勤勉手当について、一二月期の支給割合を一〇〇分の九五（特定管理職員にあっては一〇〇分の一一五、指定職俸給表の適用を受ける職員にあっては一〇〇分の一〇〇）に引き上げること等とした。（法第一条の規定による改正後の第一九条の七第二項関係）

㈤　勤勉手当について、六月期の支給割合を一〇〇分の九二・五（特定管理職員にあっては一〇〇分の一一二・五、指定職俸給表の適用を受ける職員にあっては一〇〇分の九七・五）に引き上げ、一二月期の支給割合を一〇〇分の九二・五（特定管理職員にあっては一〇〇分の一一二・五、指定職俸給表の適用を受ける職員にあっては一〇〇分の九七・五）に引き下げること等とした。（法第二条の規定による改正後の第一九条の七第二項関係）

二　一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部改正関係

1　第一号任期付研究員に適用する俸給表及び第二号任期付研究員に適用する俸給表の俸給月額を改定することとした。（第六条関係）

2　期末手当の改定

㈠　一二月期の支給割合を一〇〇分の一七〇に引き上げることとした。（法第三条の規定による改正後の第七条第二項関係）

㈡　六月期の支給割合を一〇〇分の一六七・五に引き上げ、一二月期の支給割合を一〇〇分の一六七・五に引き下げることとした。（法第四条の規定による改正後の第七条第二項関係）

三　一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の一部改正関係

1　特定任期付職員に適用する俸給表の俸給月額を改定することとした。（第七条第一項関係）

2　期末手当の改定

㈠　一二月期の支給割合を一〇〇分の一七〇に引き上げることとした。（法第五条の規定による改正後の第八条第二項関係）

㈡　六月期の支給割合を一〇〇分の一六七・五に引き上げ、一二月期の支給割合を一〇〇分の一六七・五に引き下げることとした。（法第六条の規定による改正後の第八条第二項関係）

四　この法律は、公布の日から施行することとした。ただし、一の2㈢及び㈤、二の2㈡並びに三の2㈡は平成三一年四月一日から施行し、一の1並びに2㈠、㈡及び㈣、二の1及び2㈠並びに三の1及び2㈠は平成三〇年四月一日から適用することとした。